令和 5. 4. 1 制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学(以下「本学」という。)における学術指導の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定 義)

- 第2条 この規程において「学術指導」とは、依頼者からの依頼を受け、本学の役員又は 教職員がその教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき、技術指導、監修、コンサル ティングなどの指導助言を行い、もって依頼者の活動を支援するもので、これに要する 経費を依頼者が負担するものをいう。
- 2 この規程において「依頼者」とは、本学に学術指導を依頼しようとする本学以外の全 ての外部機関及び個人をいう。
- 3 この規程において「学術指導者」とは、学術指導を行う本学の役員又は教職員をい う。
- 4 この規程において「学部等」とは、各学部、教育学研究科、社会情報学研究科、医学系研究科、保健学研究科、理工学府、生体調節研究所、総合情報メディアセンター、医学部附属病院、大学教育・学生支援機構、研究・産学連携推進機構、重粒子線医学推進機構、未来先端研究機構、数理データ科学教育研究センター、食健康科学教育研究センター、ダイバーシティ推進センター及び事務局をいう。
- 5 この規程において「学部長等」とは、前項の学部等の長をいう。
- 6 この規程において「知的財産権」とは、国立大学法人群馬大学職務発明等規則第2条 第3項に定めるものをいう。

(受入れの原則)

第3条 学術指導は、原則として本学の教職員の職務と同一のもの又は職務と密接に関連 するものと認められ、かつ、本学の業務に支障が生じる恐れがないと認められる場合に 限り、これを受け入れることができるものとする。

(学術指導の申込み)

第4条 依頼者は、学術指導申込書を学術指導者が所属する学部長等(教員にあっては主担当を命ぜられた学部等の長)に提出するものとする。

(受入れの決定)

- 第5条 学術指導の受入れの可否は、学部長等が決定するものとする。
- 2 学部長等は、学術指導の受入れを決定したときは、国立大学法人群馬大学契約事務取 扱規程第4条に規定する分任契約担当役(以下「分任契約担当役」という。)に通知す るものとする。
- 3 学部長等は、学術指導の受入れを否決したときは、依頼者にその決定内容を通知する ものとする。

(受入承諾の通知等)

- 第6条 分任契約担当役は、前条第2項による通知を受けたときは、学術指導承諾通知書により依頼者に通知するものとする。
- 2 分任契約担当役は、依頼者の求めに応じ、前項の通知に代わり、依頼者と学術指導に 関する契約を締結することができる。
- 3 分任契約担当役は、前項の契約を締結したときは、学部長等にその旨を通知するものとする。

(指導料等)

- 第7条 依頼者は、受入承諾後、次の各号に掲げる経費(以下「指導料等」という。)を 負担するものとする。
 - (1) 学術指導者の知識, ノウハウ等の提供の対価としての指導料(以下「指導料」という。)
 - (2) 学術指導に直接必要な旅費,消耗品費及び印刷費等の物件費,協力者に要する人件費及び謝金その他直接的に必要となる経費(以下「直接経費」という。)
- (3) 直接経費以外に必要となる経費(以下「間接経費」という。)
- 2 前項第1号に規定する指導料の額は、依頼者と協議の上、指導内容に応じ、案件ごと に決定する。ただし、指導料の単価は、指導時間1時間につき1万円以上(消費税相当 額を除く。)とする。
- 3 第1項第3号に規定する間接経費の額は、指導料及び直接経費の合計額の30%に相当する額とする。ただし、30%に相当する額と異なる額とする必要がある場合には、学部長等と依頼者が合意した額とする。
- 4 依頼者は、第1項に規定する指導料等を、群馬大学が発行する請求書に基づき、指定する期限までに支払うものとする。ただし、学部長等が特別の事由があると認めた場合には、支払期限を延期することができる。
- 5 既納の指導料等は、本学が学術指導を完了することが不可能となるに至った場合又は 学術指導が開始前に中止となった場合を除き返還しない。この場合において、依頼者 は、書面により分任契約担当役に返還を求めるものとする。

(学術指導の中止又は変更の申込み)

- 第8条 学術指導者は、当該学術指導を中止し、又はその期間を延長する必要が生じたと きは、直ちに学部長等に報告し、その指示を受けるものとする。
- 2 学部長等は、前項の報告があったときは、学術指導の遂行上やむを得ないと認めた場合に限り、依頼者と協議の上、これを中止し、又はその期間を延長することを決定し、 その旨を分任契約担当役に通知するものとする。
- 3 分任契約担当役は、前項の通知を受けたときは、学術指導中止・期間変更承諾通知書により依頼者に通知するものとする。第6条2項により当該学術指導に係る契約を締結しているときは、この契約を変更し、その旨を学部長等に通知するものとする。

(学術指導の完了)

- 第9条 学術指導者は、学術指導が完了したときは、報告書を学部長等に提出するものと する。
- 2 学部長等は,前項の報告書の提出を受けたときは,分任契約担当役にその旨を報告するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第10条 学術指導において発明等が生じた場合における知的財産権の帰属等の取扱いは、 本学及び依頼者が協議の上、決定する。

(秘密の保持)

第11条 本学及び依頼者は、学術指導の実施に当たり、相手方から提供若しくは開示を受け、又は知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨、定めることができる。

(事 務)

第12条 学術指導の受入れに関する事務は、研究推進部産学連携推進課において処理する。

(雑 則)

第13条 この規程に定めるもののほか、学術指導の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、学長が行う。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。